

(提案基準第12号) 中小企業の拡張に係る開発又は建築等に関する基準

市街化調整区域に編入される以前から当該区域において営業している中小企業の事業活動の効率化を図るための開発又は建築等（当該開発行為又は建築等に係る土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請者は、市街化調整区域に編入される前から当該事業を営む中小企業者（中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者をいう。）であること。
- 2 申請地は、次のいずれにも該当していること。
 - (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。）でないこと。
 - (2) 原則として既存の事業所用地に隣接する土地であること。
 - (3) 線引き時の事業所用地の面積と同程度以下であること。
- 3 申請に係る予定建築物（第一種特定工作物を含む。）は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 既存の事業所の施設と密接不可分の関係にあり、かつ、自己の業務用のものであること。
 - (2) 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 4 申請に係る予定建築物の建築（移転を含む。）等について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。
- 5 開発又は建築等の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年7月1日から施行)

(平成20年7月12日から施行)

(平成27年11月18日から施行)

(令和元年11月19日から施行)

(令和4年5月24日から施行)